

第76回国民体育大会（第77回冬季大会）中国ブロック大会における 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

※ 本ガイドラインは「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）に基づき、「岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る県民に皆様への協力へのお願い」、「三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」（三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会）、各中央競技団体等が定めるガイドライン等を参考に、第76回国民体育大会（第77回冬季大会）中国ブロック大会の競技会開催に向け、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え、安全・安心な競技会運営とすることを目的に作成しました。

※ 本ガイドラインの事項が、第76回国民体育大会（第77回冬季大会）中国ブロック大会開催における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の全てを網羅してはいないため、信頼できる関係機関が発信する情報を常に確認し、十分な対策を講じていただきたい。

※ 本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行っていきます。

1 目的

本ガイドラインは、第76回国民体育大会（第77回冬季大会）中国ブロック大会（以下「中国ブロック大会」とする。）開催にあたって新型コロナウイルスの感染防止のため、競技会における、各主体の役割分担や参加者が遵守すべき事項を定めるとともに、競技団体において実施することが望ましい標準的な対策をとりまとめたものである。なお、競技固有の特性により必要となる対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

2 対象競技

本ガイドラインは、中国ブロック大会実施競技を対象とする。

3 共通予防対策

中国ブロック大会の開催にあたり、全ての参加者個々人が、感染予防対策を確実に実行することが感染拡大防止の基本である。以下の事項を感染予防対策の基本とし、各競技団体においては、競技特性に応じた予防対策の確実な実行に向けて準備・運営にあたる。

<中国ブロック大会における共通予防対策>

- ・手指衛生の励行
- ・競技及びウォームアップ実施時以外、常時マスクの着用
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・「3密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
- ・禁煙の推奨
- ・各競技会参加日14日前からの健康と行動の記録（体調管理チェックシート）および提出、必要に応じた事後報告
- ・大声での会話、応援の自粛
- ・厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」及び岡山県の「もしサポ岡山」の利用推奨
- ・大会期間中の不要不急な会食の自粛
- ・選手、関係者、観客等のゾーニング確保

4 役割分担

(1) 実行委員会

- ①本ガイドラインを作成し、関係者へ周知を行う。
- ②新型コロナウイルス対策室を設置し、関係者への情報提供、行政や医師会との連携を行い、中国ブロック大会前後の新型コロナウイルス感染症に関わる一切の業務を取り仕切ることとし、関係者に対して、連絡先を明示する。
- ③大会開催可否の判断については、別途、基準を定める。
- ④競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応については、別途、基準を定める。
- ⑤競技運営主管団体の感染防止対策の確認。

(2) 競技運営主管団体

- ①感染防止対策担当者を設置し、各中央競技団体が定めるガイドラインに基づき、

適切な感染防止策を講じた競技運営を実施する。

- ②大会関係者及び参加者の体調把握を体調管理チェックシートにより行う。
- ③競技補助員等として参加する生徒の安全・安心の確保及び負担軽減のため、役割分担の見直し等を行い、必要人数の削減に努める。
- ④競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点において、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合の対応については、別途、基準を定める。

(3) 各県体育・スポーツ協会

- ①感染防止対策担当者を設置し、監督、選手、コーチ等スタッフ、本部役員に対する本ガイドライン及び感染防止対策を周知徹底する。
- ②監督、選手、コーチ等スタッフ、本部役員の派遣可否の判断を行うこと。
- ③競技開始日以前、競技会実施日、競技終了日以降の各時点における、陽性者（疑いを含む）の対応については、別途、実行委員会が定める基準に沿って対応する。

5 参加者において遵守すべき事項

(1) 監督、選手、コーチ等スタッフ

- ①各中央競技団体が定めるガイドラインに従うこと。
- ②体調管理チェックシートにより、競技会参加日14日前からの健康状態を確認すること。
- ③期間中は毎日検温を実施し、各競技（種別・種目）の監督は、全員分の体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、各競技の受付時若しくは感染防止対策担当者へ提示すること。
- ④競技及びウォームアップ実施以外は、原則としてマスクを着用すること。
- ⑤大会参加後は、会場地をでた翌日から14日間、健康状態を確認すること。

(2) 競技役員・競技補助員・審判・運営スタッフ等

- ①各中央競技団体が定めるガイドラインに従うこと。
- ②体調管理チェックシートにより、競技会参加日14日前からの健康状態を確認すること。
- ③期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートを受付時若しくは感染防止対策担当者へ提示すること。
- ④会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑤大会参加後は、会場地をでた翌日から14日間、健康状態を確認すること。

(3) 大会役員及び本部役員

- ①各中央競技団体が定めるガイドラインに従うこと。
- ②体調管理チェックシートにより、競技会参加日14日前からの健康状態を確認すること。
- ③期間中は毎日検温を実施し、体調管理チェックシートを受付時若しくは感染防止対策担当者へ提示すること。
- ④会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ⑤大会参加後は、会場地を出た翌日から14日間、健康状態を確認すること。

(4) 報道員

- ①氏名・所属先及び連絡先の提出等、各競技運営主管団体の要請に協力すること。
- ②入場時には、検温を受けること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。

- ④取材人数は、出来る限り少なくし、囲み取材・インタビューは、競技者同意のもと、ソーシャルディスタンスを確保し実施すること。

(5) 観客

- ①氏名及び連絡先の提出等、各競技団体の要請に協力すること。
- ②入場時には、検温を受けること。
- ③会場内では、原則としてマスクを着用すること。
- ④飛沫感染や接触感染防止のため、以下による応援は控えること。
 - ア) 大声で歌を歌う、大声を出しての応援、指笛
 - イ) メガホン、トランペット等道具・楽器の使用
 - ウ) タオル、フラッグ等を振り回す
 - エ) ハイタッチ、肩組み

6 会場内において実施すべき事項（競技団体及び施設管理者において実施）

(1) 競技エリア

- ①競技特性に応じた対策は、各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施すること。

(2) 受付等

- ①受付には、手指消毒用アルコールを設置すること。
- ②人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
または、フェイスシールドなどを準備し、対応することとする。
- ③参加者が距離をおいて（できるだけ2 m、最低1 m）並べるように目印の設置を行うこと。

(3) 手洗い場所・トイレ

- ①手洗い場所には石けん（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ②手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること。（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）
- ③トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ④手洗いが難しい場合は、手指消毒用アルコールを用意すること。

(4) 控室・更衣室などの諸室

- ①広さにはゆとりを持たせ、密になることを避けること。
- ②ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮すること。

(5) 観客席

- ①収容定員の50%以内とする。
- ②収容定員のない会場は、人と人との距離を十分に確保する（1 m以上）。
- ③仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

7 宿泊

(1) 宿泊

- ①最新の「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）が遵守できる、宿泊施設へ配宿できるようブロック大会配宿委託業務担当者へ協力依頼を行う。

8 監督会議、開始式、表彰式

(1) 監督会議

監督会議は、感染防止の観点から、各競技団体に協議し、事前に必要な連絡事項をメール、書面等で周知する等の工夫を検討し、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による感覚の確保等の感染防止対策を講じること。

(2) 開始式、表彰式

- ①各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による感覚の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じること。
- ②表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等の感染防止対策を講じること。

9 体調不良者発生時の対応

(1) 定義

体調不良者とは、発熱（37.5℃以上）又は体調管理チェックシートの各項目の症状が確認された者とする。

(2) 対応

①医療機関等への電話相談

県内居住者はかかりつけ医等の地域で身近な医療機関、県外居住者（ブロック大会に参加するため県内の宿舎に宿泊する者）は岡山県新型コロナ相談窓口（086-226-7877）へ電話相談し指示に従うこと。

医療機関又は岡山県新型コロナ相談窓口へ電話相談した場合は、電話した旨及び受けた指示について下記【参加者区分別報告先】のとおり、本人又は所属を通じて報告する。

各競技感染防止対策担当者及び各県感染防止対策担当者は報告を受けた場合、速やかに実行委員会へ連絡する。

②感染又は濃厚接触が確認された場合

会期中に、新型コロナウイルス感染症への感染又は濃厚接触が確認された者があった場合は、大会継続の可否を検討する。

感染が確認された者は岡山県内の宿泊療養施設への入所や入院など管轄保健所の指示に従い、療養する。

【参加者区分別報告先】

参加者区分	会期中の報告先	会期後の報告先
選手・監督・コーチ	各競技感染防止対策担当者 及び各県感染防止対策担当者	各競技感染防止対策担当者 及び各県感染防止対策担当者
競技役員	各競技感染防止対策担当者	各競技感染防止対策担当者
大会役員	実行委員会	実行委員会
選手団役員	各県感染防止対策担当者	各県感染防止対策担当者
一般観覧者 報道関係者	各競技感染防止対策担当者又は 実行委員会	実行委員会

③感染者発生周知方法

大会期間中又は大会終了後から会場地を出た翌日から14日間に、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合、実行委員会から各競技感染防止対策担当者及び各県感染防止対策担当者へ報告する。

1 0 大会開催可否判断について

新型コロナウイルス感染症の感染状況により、以下の状況となった場合、大会開催可否について検討する。

- ・ 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言若しくはそれと同等の宣言が中国5県いずれかで発令された場合
- ・ 岡山県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合
- ・ 各県選手団の参集が困難な場合
- ・ 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- ・ その他新型コロナウイルス感染症に起因す事象により大会の開催が困難と想定される場合

1 1 その他

- (1) 本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時改訂を行う。
- (2) 会場でサーモグラフィー等身体表面で検温する場合は、外気温に考慮すること。

